

平成20年1月23日
近畿農政局

平成19年度近畿農政局農業農村整備事業等補助事業評価(再評価・事後評価)
の実施について

—— 補助事業評価第三者委員会(第1回)議事録の公表について ——

農林水産省では、農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等の事業実施主体が実施している事業(補助事業)に関して、『事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあっては当該時点の属する年度、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業地区については当該事業の属する年度、事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあっては直近に再評価を実施した年度から5年ごとに行う「再評価』』と、『事業完了後概ね5年経過後に行う「事後評価』』を、平成14年度から実施しています。

この度、平成19年11月19日に、近畿農政局管内の再評価対象1事業種1地区、事後評価対象13事業種21地区について、平成19年度近畿農政局農業農村整備事業等補助事業評価第三者委員会(第1回)を開催しました。

今回、その議事録を、別添のとおり公表します。

【問い合わせ先】

近畿農政局整備部設計課事業調整室 林地(内線2520)

// 農村計画部土地改良管理課 中尾(内線2433)

TEL 075-451-9161(代表)

075-414-9516(直通:設計課)

075-414-9019(直通:土地改良管理課)

FAX 075-417-2090(設計課)

075-451-3965(土地改良管理課)

**平成 19 年度近畿農政局
農業農村整備事業等事業評価第三者委員会（第 1 回）
出席者名簿**

日 時：平成 19 年 11 月 19 日（月） 13：00～16：00
場 所：「久米田池交流資料館」

第三者委員

役 職	氏 名	備 考
滋賀県立大学名誉教授	小林 圭介	
京都大学大学院地球環境学堂教授	小林 慎太郎	
神戸女学院大学名誉教授	高島 進子	
(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 西日本支部長	三沢 邦子	
京都府立大学農学部教授	宮崎 猛	

近畿農政局

役 職	氏 名	備 考
農村計画部長	浦山 正四	
農村計画部 土地改良管理課長	松尾 房雄	
〃 資源課長	古谷 正俊	
〃 事業計画課長	松田 文秀	
整備部 水利整備課長	井原 和彦	
〃 農地整備課課長補佐	吉川 金治郎	
〃 地域整備課長	貝増 英征	
〃 防災課長	西川 良信	
事務局 整備部 設計課 事業調整室長	林地 章好	
〃 〃 事業調整係長	田井 真和	
事務局 農村計画部 土地改良管理課 農政調整官(開発)	中尾 純二	
〃 〃 事業効果係長	中野 鶴喜	

平成19年度 近畿農政局農業農村整備事業等 事業評価第三者委員会（第1回）

議 事 録

日 時：平成19年11月19日（月）

13：00～16：00

場 所：久米田池交流資料館「会議室」

1. 開会

事務局

定刻より少し早いですが皆さんおそろいですので、ただいまから平成19年度近畿農政局農業農村整備事業等補助事業評価に係る第三者委員会を開催させていただきます。私は、事務局を務めております設計課の事業調整室の林地と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の配付させていただいた資料をご確認させていただけたらと思います。最初に1枚紙の資料一覧表がついております。それから本資料で名簿という形でつけさせていただいております。次に、パワーポイント資料という形で3点セットでお配りさせていただいていると思います。第三者委員会の資料の方をめぐっていただきますと、次のところに議事次第がございますので、これにのっとって進めさせていただきたいと思っております。あと、座席表がついております。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、近畿農政局浦山農村計画部長からごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

2. 農村計画部長挨拶

浦山農村計画部長

今、紹介のありました浦山です。本来は整備部長があいさつをするはずでしたが所用がありまして、私の方が代わってあいさつさせていただきます。

本日はお忙しい中、平成19年度農業農村整備事業等補助事業評価第三者委員会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、委員の皆様には日ごろから農業農村整備事業の円滑な推進を初めとしまして、近畿農政局の業務にご理解とご支援を賜っておりますことを、この場をお借りしまして重ねてお礼申し上げます。

さて、昨年は現地調査及び第1回の委員会の開催を1月に実施し、現地調査では雪の中であったことを聞いております。今年は遅い秋ではありますが、2カ月早く実施させていただくことができまして、天気も大変よかったのではないかと考えています。

本日の現地調査の実施に当たっては、大阪府を初めとします関係機関の皆様のご協力をいただき、また会場設営等についてもご配慮いただきましたことに対して関係者の皆様に感謝を申し上げます。

さて、本日は、補助事業に係る本年度第1回の委員会でございますが、昨年度からご審議をお願いしております4名の委員の皆様には、本年度も引き続きよろしくお願いいたしますとともに、本年度から新たに委員をお願いしております三沢委員におかれましては、私ども近畿農政局の管内で実施しております農業農村整備事業に対しまして、ご専門の立場からのご意見などご指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日の補助事業評価については、事業実施計画について、いわゆるこれは再評価と言っていますけれども、一定期間を経過した地区を対象に、事後評価地区については、事業完了後おおむね5年経過した総事業費10億円以上の地区を対象地区に選定をし、それをもとに事業制度について評価をしております。

今年度は、再評価につきましては、地区が1地区しかありませんが、事後評価につきましては、13事業種53地区の中から事例地区を絞り込みまして、13事業種21地区の事例について、委員の皆さんにお諮りすることとして用意をしておりますが、本日お諮りするのは、このうち事業評価地区については、6事業種6地区について

本日委員の皆様にご説明をさせていただくことにしております。

本日は限られた時間ではありますが、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りま
すよう、よろしく願いしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

3. 委員長の選出

事務局

ありがとうございました。それでは、第三者委員会の委員のご紹介と近畿農政局
出席者の紹介をさせていただきます。私どもの席から一番近くにおられます滋賀県
立大学名誉教授で環境計画がご専門の小林圭介委員です。続きまして、消費生活ア
ドバイザーの消費者動向がご専門の三沢邦子委員です。それから、京都大学大学院
教授で地域資源計画論、農業土木がご専門の小林慎太郎委員です。神戸女学院大学
名誉教授で人文・社会学がご専門の高橋進子委員です。京都府立大学教授で農業経
済がご専門の宮崎猛委員です。

続いて、近畿農政局から先ほどご紹介申し上げました浦山農村計画部長でございま
す。そして、本日ご説明いただく事業実施担当の各課長様です。それから、そのほ
か農政局から事務局職員が出席させていただいておりますので、よろしく願いい
たします。

近畿農政局農業農村整備事業補助事業評価第三者委員会設置要領第4の3条によ
れば、第三者委員会は委員の半数以上の出席をもって成立となっております。本日
委員全員がご出席ですので、本日の委員会は成立したことを宣言いたします。

それでは、委員会を始めるに当たり、委員長を選出いただきたいと思えます。第
三者委員会の委員長につきましては、第三者委員会設置要領第3条の4に基づき、
委員の互選ということになっております。どなたか立候補または推薦がありましたら
、よろしく願いいたします。

宮崎委員

はい。

事務局

どうぞ。

宮崎委員

これまでどおり、小林慎太郎委員に委員長をお願いしたいと思います。

事務局

各委員の皆様、よろしいでしょうか。

(各委員了承)

事務局

では、小林慎太郎委員の推薦に同意いただいたということで、小林委員に委員長
をよろしく願いいたします。

それでは、委員長の決定について、全委員のご同意をいただきましたので、これ
以降の議事進行は小林委員長をお願いしたいと思います。小林委員長、どうぞよろ
しく願いいたします。

4. 第三者委員会委員長挨拶

小林委員長

ご推薦といたしますか、ご指名いただいたに等しいのですけれども、委員長を引き
受けさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

この委員会は、本日とあと1回の合計2回の審議ということで、大変時間が限ら
れておりますけれども、効率よく、かつ実の多い討議を行い、第三者委員会として
も説明責任を果たしていきたいと思っています。どうぞよろしくご協力のほど願
いいたします。

5. 議事

(1) 結果公表等の取り扱いについて

小林委員長

それでは、早速でございますけれども、審議に入らせていただきたいと思えます。
まず最初に、議事録等の公表の取り扱いについてお諮りしたいと思います。この件
に関して、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局

ただいまありました委員長のご指示に基づきまして、それでは「議事録等の公表

の取り扱いについて」をご説明いたします。

本日が第1回目の委員会です。今後の本委員会で運営等について3点、事前にご審議させていただきたいと思っております。まず1点ですが、本委員会の傍聴の可否についてお伺いします。2点目は、本委員会の議事の取り扱いについてです。本委員会で審議いたしました内容ですけれども、議事概要及び議事録を今後作成します。それを公開にするかどうかということでございます。また3点目ですが、議事録について公表した場合、その発言者の明記をどうするか。明記、記入するか、それとも名前を伏せるかということでございます。以上、3点についてご審議をさせていただきたいと思っておりますが、事務局案としましては、傍聴は昨年も可としております。また、議事録の公開の取り扱いについては、原則公開としたいと考えております。なお、本日の議事概要については、速やかに農政局のホームページ等で公表したいと考えております。また議事録については、各委員の発言内容をご確認いただきました後、お名前を明記し、議事録を公表したいと考えております。以上よろしく申し上げます。

小林委員長

ありがとうございました。ただいま、議事録等の公表の取り扱いについてご説明いただき、事務局から原案のご提示がありました。委員の皆さんいかがでしょうか。昨年と同じ扱いでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

小林委員長

それでは、本第三者委員会は、議事録等の取り扱いは事務局案どおりとさせていただきます。よろしくお願いたします。今日は、傍聴の方はいらっしゃるのでしょうか。

事務局

本日は、大阪府の管内を午前中から現地視察をしている関係もありまして、その際にお世話になっております大阪府環境農林水産部農政室整備課の担当から傍聴したいとの申し出がありますが、よろしいでしょうか。

小林委員長

はい。

(2) 国が行う補助事業再評価

小林委員長

それでは、次に本題に入らせていただきます。最初に、国が行う農業農村整備事業等補助事業の再評価制度について、事務局よりご説明をさせていただきたいと思っております。

事務局

それでは、ご説明させていただきたいと思っております。皆様お配りさせていただいております分厚い資料の再評価と付箋紙を入れさせてもらっているかと思うのですが、そのところから1ページ目、国が行う補助事業の再評価の進め方についてということをご説明させていただきたいと思っております。

2ページ目をお開きいただきまして、ご説明させていただきたいと思っております。内容については、課長様がまたご説明いただけることになっておりますので、私の方では基本的な考え方をご説明させていただきたいと思っております。

再評価の実施に関する基本的な考え方ということで、右の方に書かせていただいておりますのですが、補助事業でございますので、原則としては施行主体というのですか、都道府県なり市町村なりが評価されるのが基本であるというのはございます。それをまた、なぜ国がするのだということについては、ここに書かせていただいておりますように、まず1つは、国が予算を補助しております。だから、補助をしている予算が適正に使われているかということで、国の視点で見ていく必要があるということでございます。それから、ここにございますように、それからもう1点は、左側の法制度という形で書かせていただいておりますのですが、全省庁がやっております行政機関が行う政策の評価に関する法律というのが、平成14年4月1日にできております。そこで、公共事業は、10億以上はすべてしなさいということになって、毎年1度国会報告という形をうたわれております。そういう関係からも私も国としてやっていく、農林水産省としてやっていくというようなスタンスに立っております。

それから、評価のやり方、手法については、次のページの3ページ、4ページ、それから5ページを開いていただけたらと思うのですが、5ページの真ん中ぐらいなのでございますが、平成18年3月に農林水産省政策評価基本計画、これは5カ年ごとにやられるものですから、14、15、16、17、18年度という形で5カ年という形で今後また5カ年間というような期間規定をされておるのですが、そこで、私も、これに則り、事業採択後5年が経過した時点で継続中である実施地区について5年ごとに実施するという事は、これは先ほど申しました評価法に戻った形になるのですが、評価法にのっとった基準でいくということで、少し緩くなりまして、ちょっと線引きさせていただいているのですが、未了の事業によっては事業採択の終了後10年を経過したと。対象が10年を超えて継続する場合という形で、5年が10年という形に18年3月から、去年度から農林水産省政策評価基本計画が変わっております。

次のページを開いていただけたらと思うのですが、そういう関係で、私も6ページでございますが、補助事業自体が、平成19年度実施地区が380地区でございます。で、380地区でございますが、先ほど10年経過以上というのが、これは畑地帯総合整備事業の名田地区、また説明させていただきますが、1地区だけになってきたと。その地区をご説明させていただくというような状況でございます。

以上が私の概要という形でご説明させていただきました。

小林委員長

はい、ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました再評価制度について、何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。平成18年3月には改正がありました。基本的には昨年度と同じであるということですね。

事務局

はい、そうです。

小林委員長

その他、何かありますでしょうか。では、特に制度についてのご質問がないということですので、次に進ませていただきます。

それでは、次に評価対象地区についてご説明願います。今回は、1地区だけということですが、お願いします。

井原水利整備課長

(「畑地帯総合整備事業の制度」、「名田地区」の概要と評価結果の説明)

水利整備課長をしております井原と申します。本日はよろしくお願いたします。失礼ながら座ってご説明させていただきます。

こちらのパワーポイントの方でご説明申し上げたいと思います。水利整備課の方では、10を超える事業を所管しておりますが、今回この再評価の地区は、畑地帯総合整備事業ということであります。畑地帯総合整備事業というのは、簡単に言いますと、畑地帯の果樹等を対象に、かんがい施設や農道等の整備を行う事業です。

今年度は、和歌山県の名田地区というところが対象ということになります。今回、この1地区が対象でございます。それでは、名田地区の説明をさせていただきます。

まず、最初に名田地区の畑地帯総合整備事業ですが、いわゆる農地の不整形な形を方形、矩形にし、農道が通った農地にする区画整備を行っております。あと、水路の整備を行う工事からなっております。

具体的に、絵で申し上げましたが、そもそも今回、この畑地帯整備事業につきましては、農業用排水施設、スプリンクラー等の整備。それから農道、道路の整備、区画整備、こういった基盤整備にかかわるもの。それから、それに付随して、生産の合理化を図るために必要な生産基盤整備。これは具体的に何かといいますと、こういった3つの整備をすることとあわせて、土層改良を行うことができます。例えば一つ例を挙げますと、作物の根がどうしてもかたい地盤に阻まれて、なかなか伸ばせない状況であれば、そのかたい地盤を機械を使って砕く、土層改良といったものもあわせて整備を行うということが出来ます。

それからあと、併せまして、農村の生活環境を具体的に整備するということです。こういったものをメニュー方式でできる事業ということです。具体的には、農業生産関係として農業用排水施設、農道、区画整備です。それから、生活、集落、これを含めた環境整備ということで、いろいろ多種多様なものもございまして、例えば、

農業集落内で、収穫、生産に結びつく農道につながる集落内の道路整備といった事業内容ということになってございます。

この畑地帯総合整備事業には、担い手の育成型と担い手の支援型と大きく2つの型、タイプがございます。担い手の育成というのは、極端な言い方をしますと、全く担い手がないところから1人でも2人でも農家を育てていくというイメージの支援をするための事業。それから、担い手支援型というのは、既に担い手さんがおられて、よりもっと合理的に経営規模を上げて、生産性を上げていくための支援をする事業ということでございます。受益面積の違いあるいは担い手の位置づけによって事業タイプが分かれてございます。

費用効果ということで、これはスプリンクラーですね、畑にカチカチ回りながら水を円形状に回すスプリンクラー、あるいはチューブ、これはチューブに一定の間隔で、穴があいていまして、そこを水が通ると散水ができるものです。先ほど現地で見たとしたのは、ハウスの天上から散水する形になっていたと思います。それから、非常に不整形の小さな畑を四角形に整備している写真です。

それから、あと区画整備後にハウスを設置していますが、他事業でハウスを整備する、そういう整備も見られます。

今回ご紹介します名田地区というのは、和歌山県の中西部の御坊市、印南町、この2つの町にまたがる地域でございます。受益面積としては275haほどの地域となっております。事業内容ですが、かんがい施設の整備、農地の区画整備、あわせて幹線農道と、これら3つの主要施設を整備して、農業経営の基盤の強化を図るといったことです。主要工事はそれぞれきちんとやっております。総事業費は58億ということでございます。工期が平成9年度から始め、計画を見直して平成20年度完了ということですよ。

事業概要図では整備の他、区画整備をする地域を色分けしてございます。大きく6カ所に分かれております。区画整備で59haで、ここに線が入っていますけれども、これが区画整備の間の農道、これについても整備をします。それから、ちょっとここには明記してございませんが、あとこの農道に沿ってかんがい施設の整備。地区内でかんがい配水のパイプを設置するといったことも含まれてございます。

次に、費用対効果分析の算定の基礎となった要因の変化について、工事費や受益面積に一定の割合以上の変動があった場合は、計画変更をするということになってございます。今回、この地区におきましては、計画変更の要因には全部ひっかかっていないということで、答えとしては引き続き事業を進めていくという形で結論は出ているということで、和歌山県さんの方からもお聞きしている結果でございます。

具体的に、まずご説明申し上げます。まず事業費の関係でございますが、事業費につきましては、当初59億円で計画されました。現在、いろいろ事業をしてきた結果、あるいは今後20年度に工事を完了、これからの予定を踏まえると58億2000万円になるということで、若干の差が生じております。この中身につきましては、今回は労務費あるいは資材費が下がったということで、その物価変動ということでございます。

少し違う説明を申し上げますと、5億4千300万円割る59億円ということで、これが9.2%ということになります。純粋な工法や事業の変更分が9.2%あったということで、10%以内では計画変更しなくてもいいということになってございます。

それからあと、市町村等が策定する畑地帯営農促進基本計画との整合性がとれているかということでございますが、事業計画が平成9年度に策定してございますので、計画策定時にはこういった基本計画に即して計画を策定し、現在まで至っているということでございます。

それから、受益面積の増減につきましては、実施計画に変更はございません。10%未満ということですが、一部区画整理が若干減ってございますが、その他の農道受益、あるいはかんがい用水の受益等が重複してございますので、結果的には変更なしということでございます。それから、主要工事等の変更については、これらの主要工事、3工事でございますが、これについても、大きな変更はございません。追加とか新たな事業ということはお聞きしません。

工期についてでございますが、これについては、この絵にあるように、黄色の部

分がほぼ 19 年度までに完了する、区画整理を中心とした表現をさせていただいてますとごさいます。あと、この 20 年度以降の赤いところ、すべての工事が残っているわけではごさいません。現実に整理したときに工区単位で表現してごさいますので、最終的には一部、こういった赤いところの区画整備の一部、あるいは道路の舗装なんかも若干ありますが、事業費ベース的には 1.8 % の事業費を残し、19 年度までで見ますとあと 1.8 % の事業費が残っているようなことであります。事業が延伸しましたが、20 年度までに完了ということでごさいます。それから、地元負担については、受益者の方々には合意形成はできております。

それから、工期が延びてごさいますが、工事は事業費内で終わるということ聞いています。

それと、その他の事項でごさいます。ここは、特に区画整理地域にカスミサンショウウオが生息しているということでごさいました。生息している池がなくなるとことで、専門家のご意見、指導を受けています。かつ、地域住民の方にも見ていただいて意見を聞いています。具体的にはビオトープを設置しており、2 年ほどたっておりますが、それぞれ毎年カスミサンショウウオが卵を生んでかえっているというふうにお聞きしております。

それから、あと農道でごさいます。山を切って道路を切り開いたところが主なんですけれども、そこに直径が 5 cm ぐらいの間伐材をずっと並べまして、草刈りの維持管理を少しでも節減するための工夫をしてごさいます。

以上です。

小林委員長

ありがとうございました。ただいま、畑地帯総合整備事業の内容と制度そのものについてご説明いただいた後に、再評価の対象となった和歌山県の名田地区の評価についてご説明いただきましたが、ご質問、ご意見がありましたらよろしく願います。

農政局の評価委員会でご議論いただいた過程をただいま述べていただきましたが、最終的な評価結果について最後にご説明いただけなかったような気がいたしますが。

事務局

すみません。資料としては 9 ページの表の下の方ですが、補助金交付の方針ですが「予算を割り当てる。」です。

小林委員長

ただいまご説明いただきましたように、予算を割り当てるという、評価委員会のご報告です。小林委員、何か質問がごさいますか。

小林委員

直接関係のないことかもしれませんが、2 つほど。1 つは、この事業自身の費用対効果はどのくらいになっているかということと、それからこの進捗状況でいきますと 2 年延伸しているわけですが、これは何が原因で延びたのか、その 2 つをお願いします。

井原水利整備課長

費用対効果につきましては、和歌山県の方でも評価されていまして、その中で 1.03 と聞いています。

小林委員

1.03 ですか。

申しわけないですが、ここでの議論で費用対効果は関係ないかもしれませんが。ベネフィットの部分は、何が主になっているのですか。受益面積ですか。いろいろ基準になる数値は入れているのでしょうか。

井原水利整備課長

この費用対効果につきましては、農林水産省内の基準がごさいまして、この地区では、作物の生産効果が上がっているということ、それから維持管理費が軽減されたことであります。実は水路を整備し直しています。古くなったものが大分であり、維持管理費用がかかっていたということで、今回更新をしていくということで、維持管理費の節減効果があるというふうに見たこと等が挙げられます。

小林委員

はい。ありがとうございました。

井原水利整備課長 それから、あと、2年間延伸したことですけれども、私のお聞きしている範囲では、県の方の報告にもはっきりしたことがわからないという言い方をされているのですが、多分用地の問題かと思われます。ただ、それは乗り越えまして、事業を行うことについては、地域の方も問題ないということで、2年間延伸という状況でございます。

小林委員 ありがとうございます。

事務局 それから、事務局から説明しますが、先ほど課長が申されました効果の数字なのですが、ここにございますように費用対効果分析の算定基礎になった要因の変化については記述しなさいということで、これは農林水産省の政策基本計画でうたわれておりまして、効果の数字自体を求めろということまではなっていないということでご理解いただけましたらと思います。

小林委員 承知の上でちょっとお聞きしました。

小林委員長 よろしいでしょうか。

小林委員 はい。ありがとうございます。

小林委員長 ほかにございますでしょうか。
ただいまの説明で、こちらの方では細かい評価を行っていますが、これについて和歌山県でも独自に再評価を行っているのでしょうか。

井原水利整備課長 和歌山県ではこれが2回目の評価となり14年度に1回、今回の19年度で2回ということです。当初は、着工したら5年毎に再評価するようになっていたのですが、制度が変わりまして、今は10年、15年、20年という、そういう形になっています。

小林委員長 平成18年3月で、制度が変わったというお話が先ほどありましたが。

井原水利整備課長 はい、平成14年に1回ありまして、今度は19年度の2回目です。

小林委員長 質問ですが、平成18年度で本当は終わるはずだった事業が、2年間の延伸ということですが、来年度でこれは完了するのですね。

井原水利整備課長 来度、完了すると聞いています。

小林委員長 そうですか。それで、平成18年度ではどの程度終了しているのでしょうか。資料の10ページにありますか。

井原水利整備課長 ここには、平成19年度までしか書いていません。ですから、18年度までは分かりませんので、具体的なことは第2回目の第三者委員会で説明します。

小林委員長 はい、わかりました。
いかがでしょう。よろしいですか。
それでは、今後の進め方ですけれども、次回の委員会で第三者委員会の意見を出すこととなりますが、ただいまの議論を踏まえまして、私の方でまず委員私案を作成させていただきます。その私案に対しまして、第2回の委員会において委員の皆様からご意見をいただき、修正等を行った上で「第三者の意見」を決定し、農政局に答申したいと思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。

(各委員了承)

小林委員長

では、そのように進めさせていただきます。
今年度は、再評価の案件が1件だけでございますので、以上で再評価に係る討議を終了いたします。
予定では休憩時間ですが、ちょっと早過ぎますので、もう少し進めてから休憩をとりたいと思います。
それでは、引き続き、国が行う農業農村整備事業等補助事業の事後評価制度について、事務局の方からまずご説明願います。

(3) 国が行う補助事業事後評価
事務局

それでは、事後評価についての説明ですが資料11からとなっています。
まず、生産局と農村振興局の連名で「平成19年度における事後評価について」の事務連絡が平成19年6月18日付けで来ています。ここに書いていますが、平成14年4月に「行政機関が行う政策評価に関する法律」が施行され農林水産省では同法第6条第1項に基づいて策定された「農林水産省政策評価基本計画」に即して補助事業の完了後の評価を実施しています。また、昨年度同様に事業が完了し5年経過した10億円以上の地区にアンケートを実施し状況を把握した上で評価地区を選定し、選定された地区はガイドラインに基づき取りまとめ評価を実施することになります。
資料の2ページは農村振興局がまとめました、「平成19年度国が行う補助事業の事後評価の進め方」、5ページにはアンケート調査について、6、7ページにアンケート調査票を添付してあります。その後ろの8ページから16ページに各事業のガイドラインですが、このガイドラインに則して各地区の結果書を作成しています。17ページから「平成19年度近畿農政局の進め方について」ですが、先ほど説明しました農村振興局の「平成19年度における国が行う補助事業の事後評価の進め方等について」を参考に近畿農政局の進め方をまとめたものですので、ここから説明していきます。
初めに「1. 地区の考え方」ですが先ほど農村振興局の事務連絡でも言いましたとおり、5年経過した地区で10億円以上が対象ということになっています。完了後の評価が政策評価法に義務づけられていないということもありますので、地区の選定は事業実施主体、府県の協力が得られるという範囲内で実施しています。
「2. 評価の実施地区数」ですが、平成13年度に完了した地区は15事業種200地区で、この中で「10億円以上の地区」は13事業種53地区でしたので、この地区について府県へアンケート調査を実施しました。そのアンケートの結果をもとに府県のバランスがとれるように配慮し、また事業種別の評価が可能となるよう選定し府県に協力を求めた結果、今年度は13事業種21地区の評価を行うことになりました。この21地区のアンケート結果については、21、22ページに取りまとめ結果をつけています。21ページの下に、事業評価実施地区の選定の目安ということで四角に囲んでありますが、事業種ごとに原則、2地区以上の選定、また府県のバランスが取れるように、すべての事業種の評価が可能となるように地区の選定を行っています。この、選定した21地区の地区名、府県名等は19、20ページにまとめてあります。
17ページに戻りますが、「3. 委員会に諮る地区の選定等」ですが、第三者委員会で意見聴取する地区は各農政局単位で事業種を絞り込んで実施する方針が農村振興局で決定されています。これは23ページを見てもらいますと黒く色が塗ってあります6事業種が今年度の近畿農政局が委員に諮り意見をもらう事業種となっています。6事業種で地区数は9地区となりますが、第三者委員会の時間の制約上、この6事業種のうちから1地区について説明をします。しかし説明しない15地区についても、事前に各委員に各地区の地区別結果書を配布し目を通してもらっていますので全体的には21地区全ての地区の「第三者の意見」をもらうということをお願いします。
次に、府県別の地区数ですが24ページに一覧があります。地区数は府県のバランスがとれるように配慮しましたが10億円以上の地区に、若干府県のばらつきがありました。一番少ないのが奈良県の2地区で、選定されたのは1地区となっています。そのほかの府県は10億円以上の地区が5地区から17地区ありましたので3地区から5地区を選定しています。このように、ほぼ府県のバランスをとって21

地区の選定をしています。後ほど地区の選定理由も含め6地区の説明がありますのでよろしくお願いします。

事後評価の説明は以上です。

小林委員長

ただいまの事後評価システムについて、その進め方についてご説明いただきましたが、何かご質問があればお願いいたします。
基本的には、昨年度の進め方と同じですね。

事務局

はい。同じです。

小林委員長

基本的には、事後評価としては全ての地区について「第三者の意見」をまとめないといけないのでしょうかけれども、予算面等いろいろな制約もありますので、決められたルールに従って、事業と地区を選定して評価を行っていきます。本日は、その中で絞られた6地区についてご説明いただいて、「第三者の意見」をまとめることとなります。その際には、地区の評価ではなくて、事業の評価を行うということでしたが、それでよいのでしょうか。

事務局

委員長のおっしゃるとおり、補助事業の事後評価というのは、事業制度に対する評価ということですがけれども、そのために地区を個別事例にとってご審議いただくという形をとっていますけれども、少し様式の方を見ていただくとわかるのですが、意見の欄に昨年のご意見を踏まえまして、「地区に関する意見」と「事業に関する意見」と書いています。例えば、20ページの「第三者の意見」を見ていただきますと、第三者委員の皆様方の意見については、個別地区に関する意見として「地区に関する意見」という欄を設けさせていただいております。それをもとに、何らかの事業制度に対する意見がありましたらということで「事業に関する意見」として2つの欄を設けさせていただきました。このように、今年度から「第三者の意見」の欄は2つの欄を設けさせていただいております。

小林委員長

昨年は、「地区に関する意見」の欄はなかったのですね。今年は、これについても、第三者委員で意見をまとめないといけないわけですね。

事務局

そうです。一応、分けてご意見をいただくということです。

小林委員長

わかりました。
今日、ご説明いただくのは6地区しかございませんが、ご説明いただけない地区に関しては第三者委員会として意見を述べることはできないと思います。これについては委員の皆さんとご相談することになりますが、「特に意見はなし」という扱いでもよろしいわけですね。

事務局

そうですね、今回の6地区以外に関係するところは昨年も「特段の意見なし。」ということで書かせていただきました。

小林委員長

6地区以外は、全部「特段の意見なし。」と、まとめてもよいということですね。

事務局

はい。特段の意見がなければ、それがかまいません。

小林委員長

ありがとうございました。もう1点だけ確認させていただきたいのですが、行政サイド、具体的には近畿農政局の管内の府県の協力が得られる限りでこの評価を行うということなのですが、関係府県の部署では、それぞれ事後評価が独自に行われているのでしょうか。また、行っていないところもあるのでしょうか。

事務局

和歌山県は、実施する時期も含め検討中と聞いています。あとの府県は、実施または試行的に1地区から数地区ほど事例を挙げて事後評価をやっています。

小林委員長

各府県とも、全部の地区はやっていないのですね。

事務局 はい。

宮崎委員 だから、大阪府も全地区はやってないのですね。

事務局 そうです。大阪府も全地区ではなく 1 地区の事例を挙げて評価をしています。

小林委員長 よろしいでしょうか。
では、ほかにご質問がなければ、次の議事に移りたいと思います。
休憩はまだよろしいでしょうか。もう少し、進めたいと思います。
では、続いて、国が行う事後評価の結果についてご説明願います。各地区ごとに説明及び質疑応答を行うことにいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

井原水利整備課長 (「畑地帯総合整備事業の制度」、「藤並地区」について評価結果の説明)
では、私の方からまたご説明申し上げます。
まず、事後評価の資料 11 の 25 ページを開いてもらいますと、ここに一覧があります。その中で、これからご説明する水利整備課の担当のところを具体的にご説明申し上げます。今回、事後評価の実施対象地区としては、かんがい排水事業の南部川右岸と、畑地帯総合整備事業の夜久野高原地区と、藤並地区の 3 地区となっております。今回、ご説明申し上げますのは、藤並地区でございますが、かんがい排水事業の事業内容を簡単にご説明申し上げます。
かんがい排水事業というのは、農業生産の基礎となる農業用水の確保、いわゆる一般的な水源をイメージしていただくとダム、あるいは貯水池、ため池等をつくりまして、水路を整備する事業であります。また、低平地で雨が降ると非常に水につきやすい水田地帯において、排水路を整備して排水をよくしたりします。更に、水田の土の中に排水のパイプを引きまして、水が要るかんがい期間中には水がたまるように、あるいは収穫するときに機械を水田に入れる際には、地下水位を下げるようにできるように、排水改良を行います。農業生産基盤の整備の基幹をなす、こういった工事を行いまして、水利用の安定と合理化を図っていく事業となっております。これにつきましては、この南部川右岸地区が対象ということで、この 1 地区が対象になってございます。
それから、次に畑地帯総合整備事業ですが、先ほどご説明した「名田地区」と同じ事業でございます。これにつきましては兵庫県の夜久野高原地区、和歌山県の藤並地区の 2 地区が事後評価実施対象地区ということになってございます。
今回これから説明の対象となります藤並地区の概要をご説明申し上げます。事後評価資料にインデックスで 1 という数字の次のページ、それが藤並地区の事後評価の概要をまとめたものでございます。そこをご覧いただきながら、あとはこちらのパワーポイントでご説明申し上げます。
藤並地区は、和歌山県の和歌山市の南にございます有田川町、旧の吉備町と金屋町と清水町の 3 つの町が一緒になった有田川町で行われています。
それから、次が事業概要でございます。この地区の事業概要につきましては、幹線道路、いわゆる農道の整備と排水路の整備を行うということ、この 2 つが主要事業となっております。あとは、近くに高速道路が走ってございますので、流通、販売体制に使っていくということで事業目的に挙げてございます。事業費は 23 億円で本事業を行うということでございます。
事業概要図では、右側が北になってございます。それで、道路がこの赤いところを通ってございます。それから、受益地としては、この黄色いところの真ん中あたりに 3 地区ぐらい、こういったところが受益地、いわゆる農道の受益地になってございます。
それから排水路ですが、青いところが 3 本ほどございます。3 本ほど排水路の整備が行われましたということでございます。
それから、整備の具体的な内容ですが、農道の整備では、いわゆる車 1 台しか通れないところを対面交通ができる広い形で整備をし直すということでございます。それから、水路ですが、これは排水路の整備になります。地区に大雨が降ったときになかなか下にはけない、排水できないということで、少し断面を大きくす

る整備を行っているということでございます。

事業効果につきましては、詳しいことは後でもご説明いたしますが、主要なところは、農道整備を行ったことで、時間や経費の削減が図られています。それから、あと排水路の整備ですが、湛水被害とはいわゆる畑が水につかって困るということでございます。排水路の整備で湛水被害が解消されたということでございます。こういったことで、特にこの湛水被害は非常に大きいかと思いますが、農業経営の安定ということで、みんな安心して農業ができるようになりました。

それから、整備された施設の管理状況でございますが、この排水路、については、地元の水利組合がございまして、それによって適切な管理が行われているということでございます。

環境の変化については、農道が整備されますと、営農だけではございません。地域の住民も農道を使うことになります。それから、排水路の整備で、環境的にいいのかわかりませんが、一気に水が出るようになってしまったということがあります。

それから、どこの地区でも問題になっていますが、ここはみかんの産地で有名でございますが、そういった地区でありながら、やはり高齢化、あるいは後継者問題ということが非常に大きな課題として残っているということでございます。

あと、地区別資料の13ページの地区別結果書の1の作物生産量の増加で補足的にご説明申し上げます。農道の整備により大型機械が導入され、経費が節減及び排水路の整備で湛水被害が防止され、みかんの単収が増加したということです。単収につきましては13ページのアの1の②の単収・生産量の変化がございまして、2.3トンから2.8トンまで増加しているという結果も出てございます。こういった面で非常に効果を発揮しているということです。それだけ農業経営の安定を図れたということでございます。それから、先ほど申しました今後の課題ということで、高齢化、あるいは後継者の育成ということが今後の課題ということになってい

ます。

説明は、以上でございます。

小林委員長

ありがとうございました。ただいま水利整備課関連で、かんがい排水事業につきましては事業についてご説明いただきました。それから、畑地帯総合整備事業については事業のご説明並びに事業評価地区として藤並地区の評価結果をご説明いただきました。

ご質問、ご意見があればよろしく申し上げます。

高島委員

3年間工期が遅れたのは、何か理由があるのですか。

井原水利整備課長

今回整理していませんでしたので、確認させていただきます。

事務局

この質問は、2回目の第三者委員会で説明するというので、高島委員よろしく申し上げます。

小林委員長

高島委員、よろしいでしょうか。

高島委員

はい。

宮崎委員

先ほど、みかんの1haの面積の単収、生産量の説明がありましたが計画時点の生産量が低いと思いますが。これは排水路の受益面積でこれだけだということですか。

井原水利整備課長

これは、本来であればその事業の受益地に限って、生産量とかを調べればよろしいのですけれども、何も地区の統計資料がないなかでまとめています。今回の場合は旧吉備町の統計資料、統計年報を使ってまとめています。ですから、厳密にいいますと、受益地の数字をあらわしているかということ、そこはずれがあるかもしれません。総体をあらわしているということ、ご理解をいただければと思います。

小林委員長	宮崎委員のご質問は、そういうご趣旨のものではないように思います。13 ページのアの②で、みかんの単収が計画時点で 2,320kg であったのが評価時点で 2,750kg になったのですね。その下ですが、生産量が 20,100kg であったのが整備後に 24,300kg になったとありますが、栽培面積が 1 ha 程度しかないのに、おかしいのではないかと質問だと思いますが、宮崎委員いかがでしょうか。
宮崎委員	私は kg と t を間違えたのかと思ったのです。563ha の受益面積全体と間違えたのかなと思ったのですけど。この数値は、排水整備の面積の 1 ha の受益面積の単収を 10 倍にしてもおかしいですね。
井原水利整備課長	これはおかしいです。修正します。
小林委員長	本件について事務局でご確認ください。おそらく間違いであろうと思われます。次、小林委員どうぞ。
小林委員	よろしいですか。すみません。13 ページの項目のアの 2 のところの営農経費節減の労働時間について、走行時間の短縮で「10 分から 5 分」が図られたとあるのですが。このところは、走行時間の短縮を基準にするというよりも、このガイドラインでいけば、労働時間を基準としなければいけないのではないかなと思うのですが。それと、この走行時間を短縮、「10 分から 5 分」というのは何を基準にしたのかそこのところわかりませんので、果たしてこの記載がこの労働時間のところに適切かどうかということも、少し問題あるのではないかなと思います。
井原水利整備課長	確かに農道の場合は、時間に対する運搬重量か何かを比べるほうが適切かと思えますけれども、この表現ですが、今回は皆さんにわかりやすいようにという意味で時間を入れてあります。表現をもう一度検討します。
小林委員長	運転の労働時間が 5 分短縮されたということですね。
小林委員	今の小林委員長の言われた点も加味しまして、労働時間がどれくらい少なくなったか、削減されたかという、そういう記載にならなければいけないのではないかなと思います。この記載を読んでいくと、大型車の導入や速度の向上で、その大型車によって、単に走行時間の短縮が図られたということだけになっていますので、再度検討してください。
井原水利整備課長	はい。この地区の事業は、排水路の工事と道路だけなものですから、この事業によるアウトプットが労働時間にどれだけ響いたかというのが、ここしか出てこないという面もあるのです。小さな区画を大区画にすれば、大型機械を導入できるようになって、短期間でできるので、例えば 100 時間かかったのが 30 時間で終わったという評価できるのですけれども。ここは面的な整備を行っていませんので、運転する時間が精いっぱいだろうということで、こういう表現になっています。
小林委員	でも、大型車と小型車とでは 1 回に運ぶ量が違いますから、大型車で 5 分短縮になったというのは、大きな労働時間の短縮になるのではないかなと思いますが。
井原水利整備課長	そこは誤解のないようにします。
小林委員	もう 1 つ。自然環境の方で、濁水が一時的に流れるようになったとあります。これは、整備された排水路からどこか河川に流れ込むのですか。余りこれは表現が良くないのではないかなと思います。
事務局	多分、水路の形態が、ほかの河川に流れる、いわゆる三面張りの水路に近いものになったので、下流の河川に流れ込む形になるのだらうと思います。その表現の仕

方についても検討します。

井原水利整備課長 排水路を整備したことによって、濁水が一時的に流入したということが、もし本当に現実にあっても、あえて入れなくてもいいのではないかなと思うところです。逆に湛水被害が解消されたというのは、これは大きな効果になると思います。検討します。

小林委員長 ほかにいかがでしょうか。
あと、私から1点だけ伺いたいと思います。道路の整備についてですが、一般道路と変わりのない非常に立派な農道が造られていますが、その維持管理は土地改良区が行っておられるのでしょうか。

井原水利整備課長 はい。

小林委員長 実際に、例えば道路にでこぼこができた場合に、その改修は土地改良区でやらないといけないのでしょうか。

井原水利整備課長 私も詳細は解りかねることですけれども、普通は、市町村が維持管理をしているはずです。

小林委員長 農道を市町村に移管することがあるかと思いますが、ここでは移管されていないのでしょうか。

井原水利整備課長 移管については、どういう形になっているか調べてみないと分かりません。

小林委員長 舗装には、すごくお金がかかりますので、土地改良区では対応できないのではないかと思いますので確認させていただきました。

井原水利整備課長 もう一度、確認をします。

小林委員長 お願いします。
ほかにございませんか。
それでは、次の事業地区の説明をお願いいたします。

吉川課長補佐 (「土地改良総合整備事業の制度」、「巨椋池北地区」について評価結果の説明)
農地整備課の課長補佐の吉川と申します。よろしく申し上げます。本来ですと、谷農地整備課長が説明すべきこととありますが、急用ができましたので私の方から説明させていただきます。

それでは、私どもの所管事業及び地区について説明させていただきます。農地整備課では、5つの事業を所管しております。事業名でいいますと、この25ページの表の上から3つ目のほ場整備事業、それから土地改良総合整備事業、その下の畑地帯開発整備事業、農道整備事業、その下の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、この5つの事業を所管しております。

まず、ほ場整備事業でございますが、水田の形状変更、それに伴いまして排水路、それから農道整備、用水路の整備をあわせて行います。

地区の選定は、10億円以上の地区が16地区あり、総事業費及び受益面積が標準的な地区ということで、西生来地区と春日東部地区、この2地区を評価実施対象として選定いたしました。

次に、土地改良総合整備事業でございますけれども、これにつきましては、地域農業の振興を図るため、地域の事情に則した畑作振興というようなことを目的としまして、これも同じく10億円以上の地区として1地区ございました。これが巨椋池北地区でございます。この地区を評価実施対象と選定いたしました。

それから、3点目は畑地帯開発整備事業ですが、これは農作物の需給の動向とか、農業経営の改善の方策に対応して、農用地の開発を行って、農業の生産性を向上させるというような目的のために行う事業でありまして、これも総事業費が10億円

以上の地区が3地区ございました。それで、総事業費及び受益面積の標準的な地区という理由で、神於山地区と東条地区を評価対象として選定いたしました。

4つ目なのですが、農道整備事業、これは道路網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業の促進と農業の近代化を図るという目的で総事業費が10億円以上の地区が3地区ございます。それで、府県のバランス。具体的に言いますと、滋賀県が1地区、京都府が2地区ございますけど、その府県のバランスで1地区ずつ及び総事業費の大きい地区ということで、湖東地区と中丹地区、この2地区を評価対象として選定しました。

それから、最後の5事業目でございますけれども、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業。これにつきましては、農業用の農道に使用する揮発油税に対して減免の身がわり措置として、農道の整備を行うというものでございまして、これも総事業費が10億円以上した地区、下豊森垣地区がございまして、その地区を評価実施対象といたしました。

それでは、引き続きまして、今回の説明対象地区となります土地改良総合整備事業の巨椋池北地区についてパワーポイントで説明させていただきます。

当事業は、1地区のため、その地区を事業評価対象とさせていただきます。巨椋池北の地区を説明させていただきます。まず、事業の趣旨でございますけれども、ここに書いていますとおり、地域の実情に即し畑地の振興、水田の汎用化というもの、それから農用地の高度化を図るという目的のために行うものでございます。複数の土地改良事業を総合的に行うというものでございます。

具体的に言いますと、農業用排水路、農道、暗渠排水、区画整備等を含めた、それらの整備を行います。

これが、土地改良総合整備事業のイメージであります。これら、農道の拡幅、排水路、用水路の整備を一体的に行う事業でございます。

事業の特色でございますが、各種の事業を単独でやる場合に比べまして、当然土地改良法ですので、例えば農道整備、農業用排水路整備とそれぞれの事業により整備する必要がありますが、この事業は、1つの事業計画でそういう総合的な事業を行えるメリットがございます。事業の効果につきましては、ここにありますように、土地利用の生産性の向上、水田の用水路を土水路からコンクリート水路にしまして、排水の機能を向上させています。農道につきましても、幅が狭い道を広げ、拡幅したことによって大型機械が通れるようになっていきます。

次に、巨椋池北地区について説明させていただきます。事業の経緯でございますけれども、昭和8年から16年に国営巨椋池干拓事業により、用水路、排水路、それからほ場、道路の一次整備がされております。その再整備ということで、巨椋池干拓事業では約1.8mの道がありましたけれども、それでは道が狭くて、また水路につきましては用排兼用の土水路というようなものであります。そのため、今回、用排分離して、道路の拡幅を行うというものでございます。

この場所につきましては、京都府の久御山町でございます。それから、主要工事につきましては、用水路、排水路、道路整備でございます。事業費は12億4500万円。工期につきましては昭和63年から平成13年まででございます。この写真やイメージ図が、整備前、整備後でありますけれどもコンクリートの水路に直して、排水機能を高めています。また、これが全巾1.8mの道路なんですけれども、その整備後で全巾は5mに拡幅され、砂利舗装として整備をされたということでございます。

少し見にくいのですが、この青色の太い部分が幹線排水路、この茶色の太い部分が幹線道路であり、先ほど言いましたとおり、現況1.8mの道を全幅5mの道にしたということであります。赤の部分が用水路整備であります。

事業の効果でありますけど、土水路をコンクリートの水路に整備するということが用水の効率的な利用となりまして維持管理が軽減されています。また、農道を拡幅、舗装したことによって、農作業の機械化が進展し、労働時間が短縮できるということでございます。

それから、事業の実施に伴って、労働時間が短縮されて営農経費も改善されております。それから、用水、排水、農道の維持管理につきましても、土地改良区がやっているのですが、高齢化によって年々支障を来しております。今後については地域住民との共同活動ということを考えております。

続きまして、こちらの事後評価資料のインデックスの2番の方をご覧くださいと思います。32 ページになります。費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化でございますけれども、作付面積の関係ですが、先ほど言いましたとおり道路区分が 1.8 から 5 m になったとか、排水路が土水路から 60cm 以上のコンクリート水路になったことから、作業状況が大きく改善されまして、多様な作物が導入されました。

それから、2 番目の生産量ですけれども、用水路と排水路が整備されまして、作業状況が大きく改善されて、水稻の単収が増加しています。なお、ほうれんそうとキャベツについては、計画に比べて評価時点が減収になっていますが、これは調べました結果、統計資料上平成 18 年は、不作の年ということで、ねぎ、なす、トマトについても同様の減ということでございます。

次に、労働時間でございますけれども、大型機械の導入が可能となり作業時間の短縮がされております。水稻につきましても、10 アール当たり 33 時間であったものが現在では 23 時間というように 10 時間程度削減となっております。

それから、営農経費の節減でありますけれども、水路が土水路からコンクリート水路になったということから、用水の効率的な利用が可能となり、草刈り等の維持管理費が軽減がされております。

それから、事業効果の発現状況でございますけど、これも同じく土水路からコンクリート水路になったということから労働時間の軽減となっております。

次に、事業により整備された施設の管理状況でございますけれども、農道とか水路、排水路につきましては適切な維持管理を行っております。それから、工の事業実施による環境の変化でございますけれども、都市近郊にありながら、野鳥とか蓮、鳥などの多様な動植物が生息しております。これらの動植物に影響を与えないように努めております。それから、オの社会経済情勢の変化でございますけれども、2 番の地域農業動向の欄を見ていただきますと、専業農家は 12 年には 102 戸、それが 17 年には 117 戸。それから、第一種兼業農家が同じく 12 年には 84 戸が 17 年には 111 戸ということで、専業農家及び第一種兼業農家の割合が高いというような特色になっております。

それから、今後の課題等につきましては、用水路、排水路、及び農道の草刈り等、これにつきましては、地区内の農業者がやっておりますけれども、高齢化によって支障が来しており、今後は地域住民の共同活動により維持管理を進める必要があります。

それから、事後評価結果でございますけど、これは高付加価値の多品目の作付けが進んだということです。2 点目が労働時間が短縮されて、営農経費の節減が図られたということ。それから 3 点目が、先ほど維持管理を説明したのですが、高齢化のため支障を来しています。この地域は農地・水・環境保全向上対策に取り組んでおりますので、地域住民の活動によりまして、さらなる取り組みが必要というように考えております。

以上でございます。

小林委員長

ありがとうございました。ただいま、農地整備課所轄の 5 つの事業のうち 8 地区が事後評価の対象となったこと、そのうちの 1 つである土地改良総合整備事業の巨椋池北地区での評価結果についてご説明いただきました。

ただいまの巨椋池北地区の評価に対するご質問、ご意見があればよろしく願いいたします。

巨椋池地区というのは、戦後の国営土地改良事業の最初の事業地区と伺っています。農業土木分野ではかなり歴史的なものでありますが、基本的には老朽化してきた地区を少しずつ整備したということでしょうか。

本事業は、国営総合農地防災事業の巨椋池地区の関連事業ですか。

吉川補佐

そうではありません。先ほど説明しましたとおり、農道が全巾 1.8 m と非常に狭くて、また水路も土水路ということで、それを再整備で農業機械が入るようにしています。

小林委員長

それでは、どうぞご自由に発言をお願いします。

小林委員 33 ページですが、環境というところでちょっと気になりまして、この地域一体が都市近郊にありながら野鳥や蓮などの多様な動植物が生息しているため影響を与えないように努めたというのは、これは整備後の話ですか。例えば、蓮がどこに生育していて、配慮した結果どこに生育しているようになったのか。ため池なんかがあればわかるのですけれども、水路の整備において、野鳥や蓮などが生息しているとありますがどの様な状況なのでしょうか。

西川防災課長 今回の蓮の話ですけれども、もともと干拓地でございまして、昔、池に蓮が咲いていて、それが干陸化しているのですけれども、水稻を植えた後に蓮が出てくるのです。

小林委員 田んぼに出てくるのですか。

西川防災課長 はい。

小林委員 蓮が。

西川防災課長 6月ごろ見ていただくと、田んぼの緑の水稻の中に自生しているのです。ただ、毎年一緒のところに出てこなく、あちこちに出るらしいです。それは私も見ていますので間違いないです。

小林委員 そうですか。私の専門分野から常識的に考えますと、土水路であった水路を三面水路に整備したわけですから、土水路のときよりもやはり多様性が薄れてくると思うのです。だから、そういうデメリットについても、定性的でいいからガイドラインでは記載しなさいということが書かれているのが1つと。
それから、今言われたように水路整備された中でも、水田あたりに蓮が出てくるということになれば、それはそれで配慮したということになると思うのですけれども、やはりこの事業の、特に水路あるいは農道を整備したという、そのことよっての自然環境に対するデメリットの部分というのは、やはり記載しておかなければいけないのではないかなと思いました。

吉川補佐 確認し、次回説明します。

小林委員長 宮崎委員、どうぞ。

宮崎委員 この久御山町は、京都市という大都市の近郊にありながら、農業に熱心な地区ですけれども、もう1つの特徴として、入り作が多いのです。この受益地 146ha、受益戸数 560 戸ですが、少なからず入り作農家が入っていると思います。33 ページの地域農業の概要で久御山町の農家戸数が平成 12 年 450 数戸ありました。平成 18 年は 400 戸ほどに減っていますよね。ですから、560 戸には結構入り作が入っていると思うのですが。したがって、土地改良施設の管理は、地域住民との共同活動も一つの大きな課題ではあるのですが、入り作者をどう管理に入れ込むかというのですか、入り作者も国が管理体制をどう構築するかという課題の可能性があるので、ちょっと調べていただきたいと思います。

小林委員長 それは、この部分の評価結果書にその内容を盛り込んでいただきたいということでしょうか。

宮崎委員 現状の状況として、そういう問題が多分あると思いますので、確認してほしいということです。

小林委員長 もしそれが確認できれば、それについて触れていただけるとありがたいということですね。よろしいでしょうか。

吉川補佐

確認し、次回説明します。

小林委員長

ほかにかがでしょうか。
ないようですので、このあたりで 10 分ほど休憩を取りたいと思います。

(10 分休憩)

小林委員長

それでは、10 分経ちましたので議事を進めたいと思います。
先ほどの続きで農地整備課から次の畑地帯開発整備事業の説明をお願いします。

吉川補佐

(「畑地帯開発整備事業の制度」、「神於山地区」について評価結果の説明)
畑地帯開発整備事業、神於山地区についてパワーポイントで説明させていただきます。
当事業は 2 つの地区がございましたが、現地調査の時間等の関係もありまして神於山地区を現地調査地区と致しました。
それで、この事業の概要でございますけど、農産物の需要の動向と、それから農業経営の改善の方向に対応するために農用地の開発を行いまして、農業の生産性の向上とか、選択的拡大に資するとともに国土資源の保全に寄与するために事業をやっております。事業内容はここに書いていますように、農地開発事業と総合農地開発事業、農林地一体開発整備パイロット事業、草地開発事業の 4 つの事業になっております。次に採択要件、補助率について説明します。
農用地の開発事業でございますけど、採択の基準としまして農地造成面積が 40ha 以上でございます。これと一体的に行われるものとして付帯土地改良、それから施設の用地整備、具体的に言いますと集出荷の用地の整備とか附帯施設、用排水の整備とか農道の整備とかに伴う用地整備であります。それから 4 番目が、経営基本施設設置又は飲雑用水施設の設置であります。
今回、現地調査をして頂きました神於山地区は畑地帯開発整備事業の中の農地開発事業として実施しております。それから、総合農地開発事業、これにつきましてもほぼ同様のメニューとなっております。
次に、事業の効果でございますけれども、畑作営農の推進、産地形成ということで、これが現況であります。現況のこのような山林を農地に開発するという形で畑地に整備をしたり、道路とか水路とかを整備したというものであります。
農業生産の向上ということですが、かんがい施設を整備してパイプラインができたり、大型機械の導入によりまして作業効率のアップが図られてきております。事業の効果につきましては、農業生産の選択的な拡大につながったこと、それから多面的な役割ということで、本日も現地で説明がありましたとおり、朝市が開催され、市民農園等につきまして都市住民との交流が図られているという状況でございます。
この事業の具体的な地区として、神於山地区の事業概要を説明します。
事業の目的は、山林の開発と不整形なほ場の整備を一体として行い、野菜、花卉、果樹等の作物を栽培する生産団地を作り、生産性の向上を図ることを目的としています。農地造成が約 52ha、区画整備が 14ha、幹線道路が 2 km、揚水機が 2 力所、それから用水路が 15km、貯水池が 1 力所、合計 29 億円であります。工期につきましては、昭和 60 年から平成 13 年までであります。関連事業につきましては、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の有真香第 1 地区というのが昭和 53 年から昭和 60 年にできています。その農道を使いまして事業を整備しております。先ほど見ました関連の農道部分、これが農道です。この農道が最初にできまして、その後でこの事業により農地造成を行っています。黄色の部分が畑の部分になります。赤の部分が水田の部分になります。
事業の効果の発現でありますけれども、現地で見えていただいた施設野菜のハウスとか、新規作物の導入というのも行っております。それから、農地造成を行った関係で、大型の機械の導入が可能になったということが挙げられております。
それから、神於山ファームというものができまして、朝市とか、それから市民農園とか府民農園の運営にも取り組んでおります。
事業の効果の発現状況でございます。朝市の直売所ができて都市住民との交流の場

所ができています。二つ目に、農地造成を行った農地、施設を利用しまして、泉州農業の担い手塾とか、岸和田市農業研修講座というようなイベントを開催しまして、都市住民と学校との交流、農業への関心のきっかけづくりというような活動を行っております。

それでは、事後評価資料の方をごらんいただきたいと思います。38 ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、アの費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化でありますけど、①番の作付面積の関係でありますけれども、事業計画では作物（水稲、野菜など）・作付け面積と現況の作物面積はほぼ同じということで、計画どおりの作付けがされているということでもあります。また、営農経費の節減なんですけれども、大型機械の導入が可能になりまして、農作業の作業時間が軽減されているとか、それから機械経費につきましても、大型機械の導入によりまして機械経費の軽減が可能になったということでもあります。

それから、事業効果の発現状況でありますけれども、都市近郊という恵まれた地形条件を活かしまして、ハウス栽培を含む野菜とか果樹の高付加価値の作物が生産されるようになりまして、また営農意欲の高い地域もありますので、経営規模の拡大とか生産性の向上も図られまして高収益の農業が展開されております。

それから、39 ページの方をご覧くださいませると、ウの関係でありますけれども、事業により整備された施設の管理状況でございますけど、農業用施設につきましては土地改良区が適切な維持管理を行っております。今後は都市住民も参加した維持管理の手法の導入を検討していくところでございます。

次に、この社会経済情勢の変化でございますけれども、2 番目の地域農業の動向でございます。評価時点では専業農家は 146 戸、それから一種兼業農家が 133 戸、パーセントで言いますと専業農家が 22 %、一種兼業農家が 20 %ということで、一種兼業と専業を併せると約 40 %ということで、専業農家及び一種兼業農家の割合が高いという地域の特色がございます。

下の方にいきますと、先ほどの神於山ファームも 15 年 4 月に地元の地権者により農事組合法人としてできまして、体験農園の管理とか、生きがい農園とか、そういう利用者の営農指導を行っております。それから、農地造成を行っておりますが、ここで先ほどのパワーポイントにもありましたけれども、泉州農業の担い手塾とか岸和田市農業研修講座とか、そういう農業に関するイベントを開催しまして、都市住民と学校との交流とか、農業への関心のきっかけをつくるという取り組みを行っております。

今後の課題等でございますけれども、ここの地区につきましても農家の高齢化が進んでいるというようなことから、農地の流動化を図りながら地域の担い手へ集約するとともに、農業後継者や新規就農者の育成ということが必要です。

事後評価結果でございますけれども、都市近郊という恵まれた土地条件、これを生かしまして野菜とか果樹、果樹でも高付加価値の作物の生産など多様な農業が展開されております。15 年に地元の地権者によりまして農事組合法人の神於山ファームができて、府民生きがい農園の利用者への農業指導等が実施されております。あと、農家の高齢化が進んでおりますので、農地の流動化を図るため地域の担い手へ集約するとともに、農業後継者や新規就農者育成というのが今後、必要となっております。

以上でございます。

小林委員長

はい、ありがとうございました。

ただいま、畑地帯開発整備事業についての制度と内容につきまして概略をご説明いただいた後に、今年度の評価地区で午前中現地視察しました神於山地区の評価結果についてご説明いただきました。ご質問、ご意見がありましたらどうぞよろしく願います。

はい。宮崎委員どうぞ。

宮崎委員

ここは山林を開発する場合に、山林所有者から買収してそれを入植者に分譲したわけですか。

事務局 ちがいます。山林を所有者から買収したわけではなくて、それぞればらばらだった農地を整形して換地という手法で元の所有者にお渡ししたということです。

宮崎委員 所有者にですか。

事務局 はい。そうです。もともと所有者の方の農地等を換地で集めて、区画を整形し、所有者にお渡ししたということで、所有者から買収したわけではないです。

宮崎委員 ですから、その入植者は営農意欲の状況の面もあって、その土地所有、山林所有状況で大体こう決まったということなんですね。

事務局 そのとおりです。ですから、もともと農用地、山林等がありましたので、営農意欲のある方もいらっしゃいましたし、土地持ちで営農意欲のない方もいたというのが実情です。

小林委員長 よろしいでしょうか。

宮崎委員 はい。
神於山ファームは、そういうさまざまな地権者が集まって造ったということですね。

事務局 そうです。営農の熱心な方が集まっていたいてつくっていたいただいた営農の組合、組織です。

小林委員長 ほかにいかがでしょうか。

高島委員 この地区ではかなり、専業農家の割合が高く、農業に対する意欲が非常に高いということですが、午前中のご説明の中ではその農家である人の後継者がだんだん少なくなって、むしろ非農家の方たちとの関係が高まっているというお話だったので、その非農家の方たちが入っていくのに信頼関係を築くことが非常に難しいという、何か抽象的なご説明があったのですが、具体的にはどういう問題がございますか。

事務局 今日も見てくださいとおおり、農家の方ですが 60 代というよりも、主力の方がもう 70 代くらいの方なんです。耕作できないと言っても、やっぱり土地を、農家の方は貸すというのはものすごく抵抗があるわけなんです。要するに、いまでも農家の方は他の人に土地を貸すというのは、土地をとられるという認識を持っています。ということで、新しい農家がきても、要するに農地を耕したい方が来てもですね、おいそれと土地というのは貸してくれないということです。要するに信頼関係とはそういうことを指していると思うのです。ですから、本当に信頼できる人でないとなかなか貸さないのです。分かりやすく言えば、土地を取られてしまうのではないかという不安があるわけです。
というのもありまして大阪府では今年、条例を作り、そういうところに公的な公社、大阪府のみどり公社という、農地保有合理化法人も入りまして、そういう信頼関係に官が入ることによって、保証というわけではないですけども、築いてお貸しできるような仕組みを考えたりしているわけです。要するに、なかなか皆さんは農地を貸すのに抵抗があるということです。

高島委員 農家の方たちにとってみれば、土地というのはやはり自分の人格みたいなもの、人格そのもののようなものなんでしょうから、何かこう人格が侵食されるような気持ちもあるんだろうと思うんですけども。
ただ、そのいろんな新しい試み、担い手育成の研修講座なんかをやってらっしゃるのはこの神於山ファームの方たちで、この方たちがその土地の地権者、地元の地権者の方たちですね。

事務局 はい。

高島委員 そうであるなら、やはり研修講座とか塾の中心は、信頼関係のしっかりした既存のコミュニティーの中の方たちが対象になってくるのでしょうか。

事務局 というより、神於山ファームも、ほかに大阪府も参画してまして、まず市民農園などでは、大体 25m² から広くても 30m² くらいまで貸しています。
また、これから一步前進して、農業に入っていたらこうという方には 300m² くらいまで面積を広げまして貸しています。そういうことで、まず広い面積で農業を体験していただく取り組みをしまして、神於山ファームもご協力いただいておりますのが現状です。
新しい方に入ってください一番の問題は、今日も現地で農家の方が言っていたように、土地がなかなか確保できないことになります。

高島委員 でしたらまあ、その市民農園のようなところに少しずつ参画させていただいて技術と信頼関係を育んでいくということが現状であるということでしょうか。

事務局 はい。市民農園、またはそれから大きい面積のところから地域に入らせていただいているというのが現状です。そういうところで、いろいろ地元の方と関係を築きながら面積を広げていき農業へ参画された方もいますが、それはまだ正直な話、数人というのが現状です。

高島委員 そうですか。

小林委員長 ほかにいかがでしょうか。
数字の確認だけさせていただきます。40 ページの一番下の欄の 3 行目に、この農地開発事業は山林等 46.4ha の開発とありますが、その上の欄には主要工事として造成工は 51.8ha とあります。今朝いただいた神於山の事業地区のパンフレットには確かこの 46.4ha が載っていたのですが、ここに書かれている 51.8ha との整合性はとれているのでしょうか。ちょっとお尋ねします。
大阪府のパンフレットでは 46.4ha になっていたと思いますので、これについてもお調べいただけますか。

吉川補佐 一度、確認させてください。

小林委員長 はい。
ほかにございませんでしょうか。
それでは、次に進ませていただきます。今度は、地域整備課所轄の 4 つの事業のうち農村振興総合整備事業の出石西地区の説明をお願いいたします。

貝増地域整備課長 (「農村振興総合整備事業の制度」、「出石西地区」について評価結果の説明)
地域整備課長の貝増です。よろしくお願ひします。
当課では 4 つの事業が対象事業種です。今回、事後評価の対象となった地区が事後評価資料 25 ページに載っております。農業集落排水事業で精華、市ノ瀬北岸、それから農村総合整備事業で南但馬、かつらぎ。農村振興総合整備事業で出石西、中山間地域総合整備事業で余呉、中川地区がございまして。今日このことで説明させていただきますのは 1 地区なんですけれども、この地区になった経緯を説明したいと思ひます。
まず、事後評価資料 23 ページを見ていただきたいのですが、農業集落排水事業がありまして、この事業では農村部の汚水処理整備を実施しております。ここで 10 億円以上の対象地区ということで 10 地区ありますけれども、先ほど説明がありました事業主体へのアンケート、このアンケート結果のチェック項目が多かったものから順番に選び出しまして、この市ノ瀬北岸地区を選定しております。
もう 1 地区につきましては、各府県全体のバランスから選定させていただいておりますので、ちょっと 24 ページの方を見ていただきたいと思ひますので、先

ほど事務局の方から説明ありましたように、奈良県の場合、この 10 億円以上の地区は全体では場整備と農業集落排水事業の 2 地区しかないということで、各府県の全体的なバランスを考えて、その中で集落排水事業ということで、精華（中畑）地区を選ばせていただいたということでございます。

次に、農村総合整備事業でございますけれども、これは農村部の生産基盤整備、それから生活環境整備を総合的に実施しております。それで 23 ページの方へ戻ってほしいのですけれども、10 億円以上の地区ということで 8 地区ありますが、先ほど来申し上げますように、アンケートでチェック項目が多かったものからということで、南但馬、かつらぎ地区を選んでおります。

その下の農村振興総合整備事業でございますけれども、これについては 10 億円以上の対象地区が 1 地区ということだったものですから、兵庫県の出石西地区ということですが。

それから、最後の中山間地域総合整備事業でございますけれども、これは 10 億円以上の対象地区が 3 地区ということで、これも同様にチェック項目が多かった滋賀県の余呉地区、それから兵庫県の中川、この 2 地区を選定させていただいた次第でございます。今日はこの 7 地区から農村振興を図ることを目的に地域の多様なニーズに応じた生産基盤整備、それから生活環境整備を総合的に実施しています農村振興総合整備事業の出石西地区をパワーポイントを使って説明します。

それで、パワーポイント資料は 23 ページからになっております。それと事後評価資料の方は 100 ページからとなっております。パワーポイントを見てください。

農村振興総合整備統合補助事業、各項目が書いてありますけれども、一応、この事業につきましては地域住民が自らが考えて、地域に合った個性ある農村振興が図れるよう、地域住民が参画して関係市町との連携を図りながら地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤整備と書いてありますけれども、ほ場整備とか、それから用排水路、これらの整備、それから農道とか農用地開発、こういうものができます。それから、農村の生活環境整備ということで、集落内の道路、営農飲雑用水施設、それから農業集落排水整備等ができます。先ほどありましたように、統合補助というのは、これは団体営事業ということで、ちょっと下に括弧で事業主体等が出ております市町村等の事業でございます。平成 13 年の第 2 次地方分権推進計画の趣旨を踏まえまして、統合補助金化されたということでございます。

通常、この統合補助がつかない農村振興総合整備事業というのは、県営事業で各府県でやっております。補助率は 50 % ということです。

次に、この事業の具体的な事業効果ということで農業生産性の向上というのがございます。ここにちょっと機械化営農ということで写真がございまして、ほ場整備によりまして、機械の大型化が図れまして、効率的になり、生産のコストを縮減できること。あと農道整備によりまして、作物の荷傷み、傷が起らないようにしまして販売量とか価格の向上。それからあと、暗渠排水等とかそういうのを行いまして、水田の排水条件を改善、それから用排水路の整備によりまして安定的な用水供給ができるというところがございます。

それから、農業経営効果でございますけれども、ここに書いていますように農道整備、これによりまして、輸送距離が短縮、それから車自体もスピードアップが図れまして、輸送経費の節減になっています。

それから、あと水路とかの、土水路をコンクリート水路に整備することによりまして維持管理労力、それからその維持管理の費用の軽減化というのがございます。

あと、生活環境改善ということで、これは地域内の、この集落の道を整備したものでございますけれども、こういうことによりまして通勤、通学、それから緊急車両進入等の道路事情を改善し、緊急車両等が入ってこれるようになることとございます。

こっちは集落排水整備ということで、コンクリート水路になってございますけれども、こういうことによりまして湛水被害、それから浸水被害、こういったものを軽減できると。

それから、地域の活性化ということで、ここに農村公園がございまして、今これはゲートボールをやっているところだと思っておりますけれども、こういうことによりまして健康の増進が図れたり、コミュニケーションもまた密にできると。

それから、あとコミュニティー施設、集落農園等がございまして、こうい

う整備によりまして都市と農村の交流の場ができるという、こういった事業効果がございます。

次に、これが具体の資料でございまして、出石西地区でございまして。今現在は兵庫県豊岡市とになってますけれども、この事業開始のときには出石町ということで、兵庫県の北東部に位置しておりますけれども、ここが事業主体で事業をやっております。

ここの場合は、この農村振興総合整備事業にはいろんなテーマがございまして。その1つの田園居住空間整備ということで、住宅の基盤、住宅自体は建てられないですけども、そういう基盤と一緒に整備をしてございまして。これによりまして住環境の快適性を向上させ、地域の活性化を図るということで、新規の就農者、入居者を増やす、そういう取り組みを行っています。事業期間でございましてけれども、平成4年から13年。総事業費は18億円、事業主体は出石町ということでございまして。

整備内容でございましてけれども、生産基盤整備としまして用排水路の整備、これが717m、農道整備これが約3.8km、それから農村環境整備ということで、集落道については約1.9km、農業集落排水事業ということで農業集落排水施設、あと処理場がございまして。これが263戸。あと用地整備等を行っております。

次に、これが全体位置図でございまして、農業振興地域と事業実施地区、この細い緑の線と赤い線で示してございまして。この辺に事業が集中しているんですけども、ここにコミュニティーセンター、それから農村公園、それから汚水処理集排の施設、あと用排水路なんかはこのようになっております。大体この辺が特に中心になっております。

次に、整備状況と事業効果発現状況ということで、先ほどもあったんですけども、一応、今回の農道整備ということで農道舗装することによりまして、走行速度の向上、作業時間が短縮され、従来のこの砂利道等と比べて、砂利まきとかそういう作業があったんですけども、そういうこともなくなってきた、保守作業時間も短縮されたというところでございまして。

それから、この下が用水路の整備したものでございましてけれども、こういう整備によりまして水稻の作付面積、収量も増えたということで、これがその具体的な数字なんですけれども、平成3年、水稻の作付けが約47haだったんですが、19年度は75haということで、収量も、1反あたり443kgが518kgぐらいになっております。

これは排水路の整備状況なんですけど、整備されてまして湛水、浸水、これの被害の軽減が図れて集落内の安全性が向上したということです。

次に、これはさっきちょっと言いました用地整備の写真なんですけれども、この事業でやったのはこの基盤の整備だけでございまして、それから特別養護施設、県営住宅が建設され、室見台集落の人口が平成3年に163人だったものが18年で353人の約倍になったということでございまして。農業用排水路、集落内の排水路の日常管理というところにも農家の方々はもとより周辺の非農家の方々に参画していただいているということでございまして。

あと、事後評価資料の100ページの方ですが、大体タブるものですから、それで101ページの方を見ていただきたいのですが施設の管理状況等でありまして、事業により整備された施設の管理状況ということで、先ほどもありました農業用の用排水路、それから農道等については土地改良区で維持管理を行ってございまして。それから、農村公園、コミュニティー施設については地元集落。それらの草刈り、清掃等、日常管理につきましては各集落また土地改良区の方が実施していただいているということで、先ほどもありましたように、草刈り、清掃等については非農家の方々も参画されておられます。

あと、才の社会経済情勢の変化というところで、ここの地域は、当該地区、出石西地区を含む豊岡市全体で産業人口をとすることを表してございまして。見ていただいたように、第3次産業が中心となってございましてけれども、第1次産業の占める割合、これにつきましてはほぼ横ばいになっております。これは平成12年と17年です。ちょっと当時の資料がなかったもので、この12年、17年で整理させていただきます。

それから、地域農業の動向というところで、まず専業農家数、これについてはですね、ちょっと下にもありますように、468戸が546戸ということで増加傾向にございまして。農業生産のための条件整備が進んだということです。担い手への農地集

積として農地集積面積の変化についてですが、ちょっと下の方に整理させてもらっておりますけれども、平成3年で12.3haが平成19年で62.9haとかなり変化しているというところがございます。

今後の課題といたしまして、今後も担い手への集積を図るなどして、農地を適切に運営・管理していく、もしくは活用していく必要があると思っております。

評価結果でございますけれども、こういう作業条件の改善によりまして、地域の作付面積の増加が見られ、また収量、反収の増加にもつながっております。それから、生活環境の向上に伴い県営住宅への転入者等がありまして、集落内の人口も増加しています。それから、農業用排水路の維持管理につきましては農家、非農家の参画。それから、事業実施によりまして担い手への農地集積が進んだというところがございます。

以上です。

小林委員長

ありがとうございました。

ただいまの地域整備課のご担当の4つの事業について7地区を選定した理由をご説明いただき、その後、農村振興総合整備事業の整備の内容について、続いて出石西地区の評価結果についてご説明いただきました。

ご質問、ご意見がありますならばよろしく願います。

三沢委員

よろしいでしょうか。

小林委員長

はい、どうぞ願います。

三沢委員

この評価結果の3つ目なんですけれども、農業用水路の維持管理について農家はもとより非農家の参画があると書いてありますけれども、非農家の方たちも積極的に参加されているのですか。

貝増地域整備課長

そうですね。そのように聞いているのですが。先ほど説明させて頂きました室見台というところがありますが、室見台というのは県営住宅なんです、その方々が今350人くらいいます、その方々等に参加してもらっています。

三沢委員

農業用水路の維持管理に非農家の方がなぜ参加するのですか。余り非農家の方が積極的に参画するような理由もないような気がするのですけれど。

貝増地域整備課長

農業用水路は、地元の農家の人、また土地改良区になるんですが、そこが主体的にやっております。今言いましたように集落内の排水路ですね、排水路についてはこのような地域の下水も流れるし、また雨水とかも入ってくるということで、集落内の排水路についてはそういうことで参加をしていただいています。

三沢委員

県営住宅に住んでいらっしゃる方は、非農家ですよ。

貝増地域整備課長

はい。

三沢委員

こういうところでは非農家の方たちの生活用水は、別途、下水道ができていないのですか。

貝増地域整備課長

そこまで詳しい内容はわかりません。

三沢委員

そうですか。

貝増地域整備課長

今言いましたように雨水とかどうしても出ますよね。そういうのが地域の排水路へ入るものですから、非農家の方も出ていただいています。農業用水路、田んぼの中の施設までは出てもらっていないと思います。

小林委員長	こちらはどうか分かりませんが、農業用水と申しまして防火用水というような地域用水的な農業用水もあります。そのような場合には、非農家の方も協力して維持管理が行われることが結構ほかの地域にはありますがここはいかがでしょうか。
貝増地域整備課長	そこまで詳しくはわかりません。
松尾土地改良管理課長	室見台というところは、この農村振興総合整備事業をやる前にほ場整備事業をやった地区なのですが、相当、そのほ場整備事業の際に非農用地区域を設定して、県営住宅の用地も含みます。いわゆる住宅用地、道路用地、集落排水施設用地、コミュニティ施設や病院施設などの用地とかそういうものを創設しています。現在、人口増加になっていますけれども、これらを契機に新たに人が入ってきている。ですから周辺も、もともとは水田地域でしたが、新たな住宅地が出現しているという形です。ですから、非農用地を創設した上に別途、環境基盤の整備をしています。そういったことで、新たに入ってきた住民の方々と連携してやっているというパターンがございます。
小林委員長	私のつたない知識からいたしますと、土地改良事業ですから、もし農振農用地以外でしたら、最初からそのようなところは外れていたのではないのでしょうか。
松尾土地改良管理課長	ほ場整備の場合、通常は換地手法を使いますので、計画的な土地利用を図るため、いわゆる特別減歩とか不換地などを原資にして2割以内であれば非農用地を創設できることになっています。その場合あくまでも、農振農用地区域の範囲外として、農振計画との調整を事前に行い、地域の中でも例えば道路サイドの近い方に持ってきて、いわゆる農振白地の形に調整をした上で実施することとなります。
小林委員長	農振白地にしろ、農用地の場合でもそうした地区は事業地区から外すわけですね。
松尾土地改良管理課長	創設したところは、例えば田んぼの真ん中に非農用地を創設されても困ってしまいますので、例えば従来の集落のそばや、地区の端の方へ寄せてしまう。その場合、非農用地区域は、ほ場整備としての工事は実施しないこととなります。そこへ別途例えば、住宅団地とか工業団地を造成したりすることとなります。
小林委員長	同じ県営事業ですから、兵庫県の都市計画で行われるのでしょうか。
松尾土地改良管理課長	都市計画は、基本的には市町の方がやります。
小林委員長	出石町で都市計画を策定し、何年か後に県営住宅が建設されるということですね。
松尾土地改良管理課長	はい、そうです。
浦山農村計画部長	三沢委員ら先程質問がありました、農業用排水路の維持管理に対して非農家がなぜ参加するのか分からないとおっしゃっていましたが、農林水産省も平成19年度から農地・水・環境保全向上対策ということで補助金を出しています。 昔は農業用排水路を農村集落の人たちが江ざらいと言いまして、水路の土砂取りだとか農道を修復したりしていましたが、今はなかなかそういうことはなくなってきました。もう一度農村集落地域に共同体を再構築しようということで、非農家も含めて管理をしようと補助金を出しています。 兵庫県は、この農地・水・環境保全向上対策が全国でも一番、加入率が高くなっています。場合によってはこの地区も、以前から農業用水路を共同で維持管理をやっていたかもしれません。 農業用水路は多面的機能もあり、地域のための用水路になってますので、平成19年度から5年間かけて農地・水・環境保全向上対策を行うことになっています。

貝増地域整備課長	本地区も、農地・水・環境保全向上対策に入っています。
三沢委員	県営住宅に住んでらっしゃる方は、サラリーマンなんかで勤めている方が多くて、時間的にもその地域のために働く、支援する余裕もない場合が多いと思うのですけれども、例えばそのかわりに金銭を出すとか、何かそういうことでもしているのかなと思いました。
浦山農村計画部長	恐らく、草刈り、江ざらい作業を一日行い労力を使うよりもやはり、ここの地域にきれいな水、農業用水が通っているから、これを見るだけでも気分が落ちつというように、NPO等もそういう気持ちにだんだん変わってきて、お金をもらえるから出てくるのではなくて、やはりここは自分たちの地域の水なのできれいにしようということで、結構そういう活動は増えています。 例えば京都市でいえば、伏見区の深草は、自分たちで草刈り等を行っています。そこは圧倒的に非農家の人が多いのです。ですから、そこは地域が自分たちの水、この農業用水をどうやって守ろうかと考えています。農家というよりも農家以外の人たちもやはりきれいな水が流れているからこの地域を守りたいと、そこはだんだん思いが変わってきているような感じがします。
三沢委員	そうになっているんですね。子供のためにとか、お散歩の道とかを守るために。
浦山農村計画部長	はい。
小林委員長	そのほか、いかがでしょう。
高島委員	ちょっと聞き漏らしたかもしれないのですが、「社会経済情勢の変化」の中で、1番目の方は豊岡市全体の人口構成だとおっしゃったと思いますが、2番目のこの数字も豊岡市全体を基準にした数字なのでございますか。
貝増地域整備課長	そうです。
高島委員	すると、豊岡市は幾つかの町が合併していると思います。城崎町とか竹野町とかですか。大体あの辺は、豊岡市のあの中心地を除けば、あとは観光地といいますか温泉地、海水浴場とかそういうところですので、質的にかなり人口構成が違うのではないかと思ったりしますので。できたらやっぱり旧出石町の統計でまとめた方が良いでしょう。
小林委員長	平成17年というのは合併前ですね。
高島委員	ああ、そうですね、合併は17年4月1日です。本当は、合併前の数値がいいですね。
小林委員長	しかし、これは豊岡市全体の数値でまとめる必要はなかったのではないのでしょうか。
高島委員	そうですね。地区でいいわけですね。 先ほど、浦山農村計画部長さんのお話ですが、兵庫県はやはり震災の体験もあって、県民の参画と行政との協働ということのスローガンに県政を進めてこられて、本当にボランティア精神であるとか、まあ、まち全体をみんなのものというように考える気運が全国でも一番高いらしいです。
浦山農村計画部長	専業農家と言われてますけど、豊岡市長がやっていますコウノトリ米ですが付加価値農業となっています。要するに付加価値農業ですね、本当に市長みずから積極的にやっていますので。これは相当進歩しているみたいですね。恐らくそんな関係もあり、これは専業農家が増えているのではないかなと思います。

高島委員	はい。
小林委員長	先程の統計データの件ですが、計画時点は合併前で出石町にあったのが、評価時点では合併して豊岡市となり、その結果、両者とも合併後の豊岡市の統計を使用したということでしょうか。
貝増地域整備課長	はい。そうです。
小林委員長	これについてはいかがいたしましょうか。合併前の旧出石町の統計が利用できればよいのですが。
貝増地域整備課長	合併前の数値はないと聞いています。もう一度確認してみます。
小林委員長	このことは、ほかの地区にも言えることですので、統一的に処理していただくのがよいと思います。合併後の統計データを利用することで統一していただくことになりましょうか。
貝増地域整備課長	はい。
小林委員長	よろしいでしょうか。私の進行の不手際から、実はもう終了予定時間になってしまいました。あと2つほど残っていますので、少し急ぎ足でお願いできればありがたいと思います。それでは、防災課所轄の事業についてのご説明をお願いします。
西川防災課長	<p>(「農地防災事業の制度」、「久米田池地区」について評価結果の説明)</p> <p>防災課長の西川です。座らせていただいて説明させていただきます。</p> <p>事後評価資料の25ページの左側の事業の下側です。1つは農地防災事業、それから最下段の農村環境保全対策事業、この2つが所管でございます。</p> <p>それから、前へ行っていただきまして23ページの下の方ですが、下から2つ目の農地防災事業の真ん中ですが、19年度は10億円以上が3地区、それから評価地区が2地区になっております。これにつきましては10億円以上で5年経過した地区で、事業費の平均地区を選定しています。それから、その下の方、農村環境保全対策事業につきましては1地区です。その地区でございます。</p> <p>それから、パワーポイントで説明させていただきます。パワーポイントに移りましてパワーポイント資料の28ページから説明させていただきます。ここに事業の目的というふうに書いてございます。4つございまして、大きくは災害発生の原因の抑制と災害という状況に強いということで、農用地、農業用施設の災害の未然防止、それから農業用水の水質保全、土壌汚染の防止、農業用施設の機能確保ということで、それを踏まえまして、農業生産、農業経営の安定、それから地域の総合的安全度の向上、環境保全ということを踏まえまして、農業用水の水質保全、土壌汚染の防止、農業施設の機能回復と、今回の地区で言いますため池の改修です。それから洪水の防止ということで、ため池のかさ上げ、土壌侵食の防止というような事業がございまして。</p> <p>効果でございますけれども、3つございまして、災害防止効果として、洪水による農業被害の防止、農業生産上の役割としましては農業経営の安定、それから多面的な役割としましては地域の生活基盤の向上、それから地域環境の維持保全というようなことです。</p> <p>先ほど久米田池を見ていただき説明がございましたように、大阪府最大の面積ということで45.6haあります。貯水量157万m³、受益面積としてはかんがい面積80ha、それから久米田池は1,200年の歴史がありまして天平10年に14年の歳月をかけまして完成したようです。</p> <p>事業の目的でございます。これにつきましては堤体の老朽化による漏水、洪水吐の断面不足により危険な状態となっていました本池を改良しまして、災害の未然防止と農業経営の安定に寄与したということです。また、池の整備とあわせまして、先ほども1,200年余りの年月を経た本池の歴史、自然、ため池等、文化面を活かし</p>

人々に親しまれる整備を行います。関係地域でございますが岸和田市池尻町及び岡山町です。受益面積が 80ha。主要工事計画ですが、ため池の改修として堤体、洪水吐、取水施設を含んでいます。総事業費が 2,766 百万円、工期が平成 3 年から平成 13 年です。この赤で囲っている範囲の中が受益範囲で、いわゆるため池掛かりの面積 80ha があるわけですが、住宅地とかが入り組んでおりますので、その範囲を囲っています。それからこの大きな青の範囲、これがいわゆる災害防止範囲ということで、堤防を直したことによって益を受ける範囲というふうになっています。

それから、事業効果の発現等でございます。事業完了後において災害の発生がなく農用地、公共施設等が適切に守られています。それから、整備された施設の管理状況ですが、本地域につきましては、先ほどもお話がありましたように久米田池土地改良区が管理しております。それから、利活用施設等につきましても、周辺住民等で構成されました久米田池を守る会等が設立され、それらの団体が行うなど良好に管理されています。

それから、事業実施による環境の改善でございますけれども、利活用施設を多くの方が利用するため訪れておりまして、地域に環境の意識が高まりゴミなどの不法投棄が減っています。それから、地域の自然環境、景観等の向上にもつながったということでございます。これは池の整備計画で、巡回道路、それから植樹、ボードウオーク等の整備、それからこれは水路整備ですね。水路によって池に水を取り入れております。以上がパワーポイントの説明でございます。

次に事後評価資料の 5 番、ページにして 141 ページに掲げております。中身的には、先ほどのパワーポイントと重複しておりますけれども、費用対効果分析の要因の変化ということで、被害防止区域内の農用地面積の動向につきましては変化はなく、費用対効果分析の算定基礎となった要因に変化はないということでございます。それから、エでございます。環境の変化ですけれども、この事業を契機としまして新たに花壇整備なり景観向上を図る活動が活発になっているということです。それから、水質保全施設の改修により生活雑排水が分離され水質改善が図られているところなんです。それから、池全域の整備が実施され環境美化が図られ不法投棄が減少したというようなところなんです。

続いての 142 ページの事後評価結果というのは、このような結果が挙げられてございます。事業完了後において災害の発生はなく農用地、公共施設等が適切に守られてございます。それから、水質保全施設の改修により水質改善が図られている。池全体の整備により池周辺の環境美化が図られ不法投棄の減少。それから、利活用施設の設置を契機に、さらにそれらの管理のためなど地域コミュニティの再生に寄与しているということがございます。

簡単ではございますが以上で終わります。

小林委員長

はい。どうもありがとうございました。

ただいま、防災課の方から農地防災事業、農村環境保全対策事業の地区選定についてご説明いただいた後で、こちらの久米田池地区の事後評価結果をご説明いただきました。ご質問、ご意見があればよろしくお願いたします。

はい。どうぞ。

三沢委員

事後評価結果の 2 つ目ですが、水質保全施設の流入水路の改修により水質の改善が図られていると書いてありますけれども、水質、各施設はどのようになっているのでしょうか。

西川防災課長

先ほど説明しましたように、牛滝川から取り付け水路（栄川）により水をとっているわけですけれども、もともとここは家庭雑排水も入っておりまして、それが一緒に流れ込んでいたということです。この水路工事と都市側の下水サイドの工事と一緒にやりまして、いわゆる用水の水と、それから雑排水とを分離しており、水路そのものは今日、見る機会がなかったんですけども、その水路の両側の環境も含めて石張りで、それから底はコンクリート張りではなくて石を並べる等単純な三面張りの水路でないように整備したということでございます。

三沢委員

この地区の水質はどうでしたか。水質の問題はなかったのですか。

西川防災課長 はい。水質の問題は聞いておりません。

三沢委員 作物は、この池の水を使っていると聞きましたので確認しました。

西川防災課長 久米田池の水を使っていますが、水質は大丈夫です。

小林委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。
それでは、もう1つの事業について説明をお願いします。

西川防災課長 (「農村環境保全対策事業の制度」、「日野川地区」について評価結果の説明)
もう1つの事業は滋賀県で行いました日野川地区です。パワーポイント資料の32ページからです。この農村環境保全事業といいますのは、ここに書いてあるように、農地防災事業、それから農地保全事業、これを一体的に実施するというので、先ほど言いましたように農地防災事業は色々ありますが、いわゆる防災ため池、ため池整備事業、水質保全対策事業等のうち、2種類以上を併せ行う事業でございます。効果は先ほどと同じです。これが、農村環境保全対策の日野川地区で、位置的には滋賀県の琵琶湖の南側です。これが拡大したものです。1つは防災ため池が1カ所です。それから、それ以外にため池が10カ所あります。その赤丸です。これが10カ所あります。これについて実施をしています。それから、日野川の支流出雲川水系、出雲川というのはこれでございますけれども、これらの地域は過去に国営事業、それから県営のかんがい排水事業を実施しております。この地区の総受益面積は180haでございます。
それから、事業の目的でございますけれども、日野川の支流出雲川水系に広がる農村地域でございます。この辺につきましては用水量が少ないということで、農業用水の確保のためにもため池改修が必要となっております。しかし、ため池そのものは老朽化が進んでいるということで、大雨が降ったときに災害時には堤体が崩壊し、下流への大きな被害が想定され、老朽ため池の維持管理にも多大な労力を要する状況であるということで、これらを考えていく上で早急な改修が課題となっていました。このため、これらため池を一体的に整備し、総合的な防災安全度の向上、環境の保全を図るものであります。関係地域としましては、滋賀県蒲生郡日野町。それから、面積は180ha。内容的にはため池工事、それから事業費が13億円、工期が平成5年度から平成13年度です。下の写真は左が改修前、右が改修後の写真でございます。こういうため池整備を実施しています。次は、擬木柵等のため池整備例の写真でございます。
事業効果の発現状況でございますけれども、事業完了後においても災害の発生はなく適切に農用地、家屋等が守られています。それから、管理の状況でございます。これは日野川流域土地改良区によって管理されております。それから利活用施設に関しては、日野町とそれぞれの池周辺住民の間で管理契約を結んで良好に管理されています。
それから、環境の改善でございます。環境に配慮した擬木柵、護岸ブロックの採用、堤体上を遊歩道に利用するなどによりまして、景観環境が良くなったということがあります。
以上がパワーポイントでございまして、次に事後評価資料の147ページについて説明します。この資料も、先ほどお話しさせていただきましたパワーポイントと、中身はほとんど同じでございますけれども、事後評価結果を言わせていただきますと、1つ目でございます。事業完了後における災害の発生はなく農用地、施設等が適切に守られている。取水施設の改修によって水管理労力の軽減。それから3つ目、先ほどの話ですが、利活用施設につきましては日野町と周辺住民との間で管理契約を結んで適切に管理されているということです。それから、今後も周辺住民一体となってこれらの管理を継続していく必要があるということでございます。
少し、はしょりましたけれども、以上でございます。
どうぞよろしく願いいたします。

小林委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
よろしいでしょうか。

小林委員

1つよろしいでしょうか。直接関係のない質問かもしれませんが。
以前農政局から委託を受けて、このため池群の調査をさせてもらったことがあります。その時は、極めて多様な生き物が生息しているという成果を出させてもらっています。なかなかあつた大きなため池で、魚なんかの採取に苦労して調査した記憶があるんですが。
そんなデータをこの評価書に、せっかく調査しましたので、使われたらどうかなという思いがあります。あれは専門的におもしろいデータだと思いました。

西川防災課長

確認させていただきます。

小林委員

はい。当時、農政局の担当者にも、1日かけて調査に協力してもらっています。

西川防災課長

そうですね。

小林委員

調査としては、何日かかけてやっています。

西川防災課長

確認します。

小林委員長

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、以上をもちまして、今年度の事後評価として、農政局の方で13事業種21地区の評価を行っていきますが、本日はそのうちの6地区だけ詳細にご説明いただき協議いたしました。
全体を振り返ってなにかご質問、ご意見のある方はお願いします。
では、特にないようでございますので、次回の委員会で、再評価と同様に事後評価も「第三者の意見」を書くこととなりますが、ただいまの議論を踏まえて委員長の方で私案を作成させていただきます。それを事前に皆様にお知らせできると思いますので、第2回の委員会で皆様からご意見をいただき、修正等を行った上で「第三者の意見」を決定して農政局に答申したいと考えております。よろしいでしょうか。
それでは最後に1つだけお諮りしておきたいことがあります。本会議では、全部で21地区の資料が用意されています。そのそれぞれについて「第三者の意見」を記入する欄がございますが、しかもその中に「地区に関する意見」と「事業に関する意見」の2つの欄があります。今日、協議しました6地区については全て書くことができるのですが、残りの15地区に対してはいかがいたしましょうか。「地区に関する意見」は、とくに協議していませんので書けないと思うのですがいかがでしょうか。何もご意見がなければ、「特段の意見なし」としてよろしいでしょうか。事前に資料をいただいていたので、ここだけはとくに書きたいという地区があればご意見をお願いします。
事務局にもう一度確認いたしますが、地区について意見を書き、さらに事業についての意見を書くのですが、対象となるのは6事業についてでしょうか、13事業についてでしょうか。

事務局

先程、説明不足でしたが「第三者の意見」は13事業種21地区の全てに意見をもらいます。しかし、説明した6事業種6地区だけは詳細に意見をもらうこととなります。そのほかの地区は何もなければ昨年同様「特段の意見なし。」でお願いします。また、「事業に関する意見」も意見がなければ「特段の意見なし。」となります。

小林委員長

「第三者の意見」は6地区だけで、そのほかの地区は「特段の意見なし。」、「事業に関する意見」も意見がなければ「特段の意見なし。」でよろしいのですね。

事務局

はい。そうです。

小林委員長 わかりました。

小林委員 すみません。最後に1つだけお願いします。事後評価資料の8ページですが、兵庫県の畑地帯総合整備事業の夜久野高原地区の、エの2の自然環境のところですが、ここに書いてあることはピントがずれているような気がしますが。
本事業により整備したため池を使用して藤まつり等が実施されておりという表現です。

事務局 そうですね。自然環境について書くべきですね。

小林委員 ここは、自然環境がどうなったかということの記載であるべきで、藤まつりをするに至ること、景観的なことに配慮して植栽したとかですね。つまり藤まつり等の実施は、自然環境の記載内容と関係のないことと思います。

小林委員長 項目は自然環境となっておりますが、これを変えることができるのでしょうか。自然環境ではなく、たとえば地域環境であればよいかもしれませんが、評価書のガイドラインでは自然環境とありますね。

事務局 項目は、自然環境と決まっています。

小林委員長 自然環境を他の項目に変えられないということですね。

事務局 そうです。

小林委員 すみませんが、この記載内容では自然環境にそぐわないので修正をお願いします。

事務局 わかりました。修正します。
また各委員には委員会終了後、評価書を再度確認してもらい修正等の意見がありましたら、事務局へお願いします。

小林委員長 はい。では、ほかに特にお気づきの点があれば、事務局に直接、ご意見をお伝えください。

事務局 電話でもメールでもよろしいので連絡をお願いします。

小林委員長 それでは、以上については、次回協議することにいたします。

事務局 お願いします。

小林委員長 すみません。委員長の進行の下手際で30分ほど時間を超過してしまいましたが、議事がすべて終わりましたので進行を事務局にお返しします。
どうぞよろしくをお願いします。

6. その他（今後のスケジュール等）

事務局 それでは、本日はどうもありがとうございました。
次回、2回目の第三者委員会ですが、事前に各委員にご都合を確認していましたが、今のところ12月14日の金曜日で開催をお願いしたいのですが。再度この場で確認をしたいのですが、いかがでしょうか。

小林委員長 ただいま、事務局から第2回目の日程の説明がありましたが、ご都合の悪い方がいらっしやいましたらこの場でお願いします。

事務局 はい。お願いします。

小林委員長	一番お忙しそうなのが小林委員ですが、大丈夫ですか。
小林委員	大丈夫です。
小林委員長	皆さん、大丈夫ですか。
各委員	12月14日ですね。大丈夫です。
小林委員長	では、まだ仮決めですが、14日ということをお願いいたします。
事務局	そうでしたら、事務局も14日ということで、それ以前に局内の委員会を開かせてもらいます。 場所は、京都市内を考えていますので、場所が決まりましたら正式に各委員へは公文でご連絡を差し上げますのでよろしくお願い致します。
小林委員長	委員会は、午後の開催予定ということよろしいでしょうか。
事務局	そうですね。午後からということをお願い致します。
7. 閉会	
事務局	それでは、長時間どうもありがとうございました。これで事業評価第三者委員会を閉会したいと思います。 皆様、本日は本当にごくろうさまでした。